各 位

会 社 名 株式会社宇佐美鉱油

代表者名 代表取締役社長 宇佐美 智也

問合せ先 052-586-1166 (代表)

# 株式会社グッドスピード(証券コード:7676)の株券等に対する 公開買付け(第1回)の結果に関するお知らせ

株式会社宇佐美鉱油(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年4月10日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場している株式会社グッドスピード(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(以下において定義します。以下同じです。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「第1回公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024年4月11日より第1回公開買付けを実施しておりましたが、第1回公開買付けが2024年5月23日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第1回公開買付けが成立したため、2024年3月1日付「株式会社グッドスピード(証券コード:7676)の株式等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2024年3月1日付プレスリリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、第2回公開買付前提条件(第2回公開買付前提条件の詳細は、「2024年3月1日付プレスリリース」をご参照ください。)が充足されたこと又は公開買付者が第2回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、2024年6月中旬を目途に、対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け(以下「第2回公開買付け」といいます。)を開始する予定です。

また、第2回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格は、第1回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格 722 円に比べて 128 円(17.73%(小数点以下第三位以下を四捨五入))高い 850 円とする予定です。

記

# 1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地 株式会社宇佐美鉱油 愛知県津島市埋田町一丁目8番地
- (2)対象者の名称 株式会社グッドスピード

# (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

2019 年 11 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第 2 回新株予約権(以下「本新株 予約権」といいます。)(行使期間は 2022 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで)

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3, 800, 948 株	911, 200 株	— 株
合計	3, 800, 948 株	911, 200 株	— 株

- (注1) 第1回公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(911,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(911,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が第1回公開買付けにより取得する可能性のある最大数 (3,800,948 株) を記載しております。当該最大数は、対象者が 2024 年 4 月 9 日に提出した第 22 期第1 四半期報告書に記載された 2023 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (3,783,500 株) から、対象者が 2024 年 4 月 9 日に公表した「2024 年 9 月期 第1 四半期決算短信 [日本基準](連結)」に記載された 2023 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式 (52 株) を控除した数 (3,783,448 株) に、対象者から報告を受けた、2023 年 12 月 31 日現在残存しかつ 2024 年 4 月 11 日において行使可能である第 2 回新株予約権 (880 個) の目的となる対象者株式数 (17,600 株) を加算した数 (3,801,048 株) から、公開買付者が所有する対象者株式 (100 株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、第1回公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第1回公開買付けの買付け等の期間(以下「第1回公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 第1回公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 第1回公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も第1回公開 買付けの対象としております。

### (5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年4月11日 (木曜日) から2024年5月23日 (木曜日) まで(28営業日)

#### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から第 1 回公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた 意見表明報告書が提出された場合は、第 1 回公開買付期間は 30 営業日、2024 年 5 月 27 日 (月曜日) まで となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき、金722円本新株予約権 1個につき、金1円

#### 2. 買付け等の結果

## (1) 公開買付けの成否

第1回公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (911,200 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (1,811,200 株) が買付予定数の下限 (911,200 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告 (その後の公開買付条件等の変更の公告による変更後のものをいいます。)及び公開買付届出書 (その後提出された公開買付届出書の訂正届出書による訂正後のものをいいます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

# (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2024年5月24日に、東京証券取引所において、第1回公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

#### (3) 買付け等を行った株券等の数

株	1,811,200 株	1,811,200 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株
合 計	1,811,200 株	1,811,200株
(潜在株券等の数の合計)		( 一 株)

## (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有 株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	2,042 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.37%)
買付け等後における公開買付者の所有 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	18,113 個	(買付け等後における株券等所有割合 47.65%)
買付け等後における特別関係者の所有 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	2,042 個	(買付け等後における株券等所有割合 5.37%)
対象者の総株主の議決権の数	37,806 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2024 年 5 月 15 日に提出した第 22 期第 2 四半期報告書に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。但し、第 1 回公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式も第 1 回公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2024 年 5 月 15 日に提出した第 22 期第 2 四半期報告書に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (3,783,500 株)から、対象者が 2024 年 5 月 15 日に公表した「2024 年 9 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (64 株)を控除した数 (3,783,436 株)に、対象者から報告を受けた、2023 年 12 月 31 日現在残存しかつ 2024 年 4 月 11 日において行使可能である第 2 回新株予約権 (880 個)の目的となる対象者株式数 (17,600 株)を加算した数 (3,801,036 株)に係る議決権数 (38,010 個)を分母として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- (6)決済の方法
  - ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
  - ② 決済の開始日2024年5月30日(木曜日)
  - ③ 決済の方法

第1回公開買付期間終了後遅滞なく、第1回公開買付けによる買付け等の通知書を第1回公開買付けに応募した方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第1回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付届出書に記載した内容から変更はございません。

# 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社宇佐美鉱油

(愛知県津島市埋田町一丁目8番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上